

平成 29 年度

第 6 回 庄原市農業委員会総会 会議録

日 時 平成 29 年 8 月 7 日 (月) 午後 1 時 30 分～

場 所 庄原市役所 本庁舎 3 階 防災対策室

議案 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 2 農用地利用集積計画 (平成 29 年 9 月 1 日公告) の決定
及び農用地利用配分計画の承認について

議案 3 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案 4 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案 5 非農地証明申請について

備 考

庄原市農業委員会

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	入田 正義	○		13	明賀 美伸	○	
2	植木 登夫	○		14	藤原 富雄	○	
3	迫廣 芳秀	○		15	柳生 卓三	○	
4	原田 實夫	○		16	高坂 勝博	○	
5	堀江 唯雄	○		17	金本 篤子	○	
6	木村 英宗		○	18	前田 憲二	○	
7	三吉 和宏	○		19	道下 和子	○	
8	増谷 克則	○		20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	田澤 信雄	○		23	松長 百合子	○	
12	竹森 達	○		24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

庄原 13 地区：長岡清美

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	松永 幹司	○		出張所長	森末 博雄		○
係 長	岸 泰弘	○		係 長	杉谷美和紀	○	
主 任	成相美保子	○		(高野出張所)			
主 任	森戸 活美	○		出張所長	小笠原圭二		○
(西城出張所)				主 任	長谷川和也		○
出張所長	清水 勇人		○	(比和出張所)			
係 長	長谷 明秀	○		出張所長	小田 雅平		○
				係 長	石田 泰清		○
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	日野原 収		○	出張所長	國上 章二	○	
主任主事	竹原 守	○		主任主事	角脇 健太	○	

※比和出張所 代理出席 比和支所地域振興室 松永恵佑

(午後 1 時 30 分)

局 長：ただ今より、平成 29 年度第 6 回庄原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は 6 番木村委員からの欠席の届出をうけております。

それでは、会議規則第 6 条の規定により会長に議長を務めていただきます。

議 長：それでは、会議を開会いたします。

ただいまの出席委員は 23 名です。よって、本総会は成立していることを報告いたします。

議 長：本日の議事録署名者を指名します。3 番迫廣委員さんと 4 番原田委員さんの両委員さんを指名します。両委員さん、よろしくお願いいたします。

議 長：それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可について」を上程します。

それでは受付番号19番から20番の2件について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁): 議案訂正 受付番号19 契約内容欄「(売買) → (贈与)」

(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)

議長: 以上説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議長: ないようですので、採決に移ります。

「農地法第3条の規定による許可について」

受付番号19番から20番までについて一括採決したいと思います。これにご異議ございませんか

(なしの声あり)

議長: ないようですので受付番号19番から20番を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議長: 続きまして、議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。
事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁): 説明 以下 概略)

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画書の平成29年7月期の申出分については、別紙「平成29年9月1日公告 利用権設定内訳」のとおりです。

(内訳を読みあげる。以下略)

以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。

議長: また、議事参与の制限により森兼委員は退席されます。

議長: ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議長: 無いようですので、採決に移ります。

「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議長: それでは森兼委員お戻りください。

議長: 続きまして、農用地利用集積計画に関連して「農用地利用配分計画の承認について」市より意見を求められていますので、これを上程します。

事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁):説明 以下 概略)

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく農用地利用配分計画の案が別紙のとおり提出され意見照会がなされております。

議長:以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議長:無いようですので、採決に移ります。

「農用地利用配分計画原案について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議長:つづきまして議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。
受付番号10について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁):説明 以下 概要)

受付番号10

位置等:説明資料の2ページから3ページに記載

転用事由:墓地

資金計画:全額自己資金

他法令:墓地埋葬法申請中

周辺影響:影響ないと確認

除外手続:除外申請中

議長:以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議長:それでは受付番号10について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議長:つづきまして議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。
受付番号12~17の6件について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁):説明 以下 概要)

受付番号16備考欄に、森兼委員とありますが、松原委員と訂正

受付番号17地積の2行目 878㎡とありますが378㎡と訂正

受付番号12

位置等:説明資料の4ページと5ページに記載

転用事由:太陽光発電施設

資金計画:全額自己資金

他法令:再生エネルギーに関する経済産業局認可済

周辺影響:影響ないと確認

除外手続:除外手続中

受付番号 13

位置等：説明資料の4ページと6ページに記載
転用事由：太陽光発電施設
資金計画：全額自己資金
他法令：再生エネルギーに関する経済産業局認可済
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外手続中

受付番号 14

位置等：説明資料の4ページと7ページに記載
転用事由：太陽光発電施設
資金計画：全額自己資金
他法令：再生エネルギーに関する経済産業局認可済
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外手続中

受付番号 15

位置等：説明資料の4ページと8ページに記載
転用事由：太陽光発電施設
資金計画：全額自己資金
他法令：再生エネルギーに関する経済産業局認可済
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外手続中

受付番号 16

位置等：説明資料の9ページと10ページに記載
転用事由：太陽光発電施設
資金計画：借入金
他法令：再生エネルギーに関する経済産業局認可済
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外手続中

受付番号 17

位置等：説明資料の11ページと12ページに記載
転用事由：店舗、整備工場、倉庫
資金計画：全額自己資金
他法令：法定外公共物の用途変更申請済
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：区域外

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

9番森兼委員 受付番号15について、近隣農地の入り口は確保されているのか。

事務局 下段の図面は別図となっていて記載がないが、上記の図面のとおり東西の農道がありそこから出入りを行うこととなる。また、下段の図面にあるとおり、反対側に赤線もありそこも出入り口となっている。

議 長 その他ありませんか

2番植木委員 受付番号15について、8月8日に地元での説明会を開くといっていたが、地元の話を持たずにこの農業委員会で受付決定ということで大丈夫か確認したい。

1番入田委員 当初は8月4日であったが、8月8日に延期となった、申請地近隣の方と話をしたが、地元では受け入れるという話はいただいている。ただし、受け入れた後の維持管理の話をしっかりしたいという思いがあり開催となった。

議 長 その他ありませんか

(なしという声)

議 長：ないようですので、採決に移ります。

「農地法第5条の規定による許可について」

受付番号12番から17番までについて一括採決したいと思います。これにご異議ございませんか

(なしの声あり)

議 長：ないようですので受付番号12番から17番を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：それでは「農地法第5条の規定による許可について」受付番号12番から17番を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第5号「非農地証明について」を上程します。

受付番号15から17について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概略)

受付番号15

位 置 等：説明資料の4ページと13ページに記載

潰廃事由：昭和47年から傾斜地で耕作不便であったため耕作放棄した結果、雑木、竹が繁茂し原野となった。

現地確認：現地は大半、傾斜地で雑木、竹、葛が繁茂し農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号16

位 置 等：説明資料の11ページと14ページに記載

潰廃事由：平成21年頃から耕作放棄した結果、草木が繁茂し原野化となった。

現地確認：草木が繁茂し農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号17

位 置 等：説明資料の15ページと16ページに記載

潰廃事由：昭和60年県道改良工事の際、残地を宅地に取り込んでしまった。

現地確認：現地は農地に復旧することが困難と現地確認

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。

「非農地証明申請について」

受付番号 15 番から 17 番までについて一括採決したいと思います。これにご異議ございませんか

(なしの声あり)

議 長：ないようですので受付番号 15 番から 17 番を申請のとおり証明することに、賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長：引き続き、「その他」について事務局の説明を求めます。

(係長：説明 以下 略)

議 長：ただ今の説明に対し、また、それ以外の事でも結構です。全体を通して皆さんから何かございませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので以上で本日の日程をすべて終了しました。

これをもって、閉会といたします。(午後 2 時 35 分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

平成 29 年 8 月 7 日

議 長

(道下和子)

3 番委員

(迫廣芳秀)

4 番委員

(原田實夫)
